

資料編

1 南陽市防災会議条例

昭和42年4月1日
条例 第 80 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南陽市防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南陽市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて南陽市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 5人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 置賜広域行政事務組合消防長消防団長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関その他関係機関の職員のうちから市長が任命する者 12人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの 3人以内

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される

ものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月30日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年3月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月17日条例第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 南陽市防災会議運営規程

昭和43年8月20日
防災会議規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、南陽市防災会議条例(昭和42年条例第80号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、南陽市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務の代理)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、南陽市副市長の職にある委員とする。

2 会長及び会長の職務を代理すべき委員にも事故あるとき、又は欠けたときは、総務課長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 防災会議は、年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第4条 会議の議長は、会長があたる。

(会議の議事)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見をきくことができる。

(会長の専決処分)

第7条 緊急を要するとき、その他やむをえない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長はその旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第8条 防災会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 防災会議の状況については、その概要を記録し、これを保存しなければならない。

(公表の方法)

第10条 南陽市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の要旨の公表、その他防災会議が行う公表は、南陽市公告式条例(昭和42年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

第11条 防災会議の庶務は、総合防災課において行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則 (昭和44年4月10日防災会議規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和 4 5 年 1 0 月 1 5 日防災会議規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 3 月 2 6 日災害対策本部規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 0 月 1 日訓令第 1 1 号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 3 日防災会議規程第 1 号）
この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

3 南陽市防災会議委員

機関名	職名	機関住所	区分	任命適用条例
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所南陽出張所	所長	三間通14	指定地方 行政機関	第1号
置賜総合支庁	総務企画部長 建設部長	米沢市金池7-1-50	知事部局 職員	第2号
置賜保健所	所長	米沢市金池3-1-26		
南陽警察署	署長	櫛塚1618	県警察官	第3号
南陽市	副市長	三間通436-1	市長部局 職員	第4号
南陽市	総務課長	三間通436-1	市長部局 職員	第4号
南陽市	建設課長	三間通436-1	市長部局 職員	第4号
南陽市	農林課長	三間通436-1	市長部局 職員	第4号
南陽市	教育長	三間通436-1	教育長	第5号
置賜広域行政事務組合	消防長	米沢市金池5-2-41	消防長	第6号
南陽市	消防団長	若狭郷屋917-10	消防団長	第7号
東日本電信電話（株） 山形支店	災害対策室長	山形市薬師町 2-18-1	指定公共 機関等	第8号
東北電力（株）米沢営業所	所長	米沢市門東町 3-2-40		
赤帽山形県軽自動車運送協 同組合	理事長	山形市あさひ町 23-37		
山交バス（株）米沢営業所	所長	米沢市駅前2-2-58		
吉野川土地改良区	理事長	蒲生田1954-2		
南陽郵便局	局長	二色根7-3		
南陽市地区長連絡協議会	会長	南陽市若狭郷屋830		
南陽市社会福祉協議会	会長	南陽市赤湯215-2	自主防災 組織を構 成する者 又は学識 経験者	第9号

4 南陽市災害対策本部条例

昭和42年4月1日
条例 第 81 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、南陽市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月18日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第4号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

5 南陽市災害対策本部運営規程

平成17年3月18日
告示 第 20 号

南陽市災害対策本部運営規程（昭和59年告示第27号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、南陽市災害対策本部条例（昭和42年条例第81号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、南陽市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の任務）

第2条 本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 消防、水防その他緊急措置に関すること。
- (4) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (5) 災害時の衛生対策に関すること。
- (6) 災害時の応急の教育に関すること。
- (7) 災害時の飲料水の供給等に関すること。
- (8) 災害時の輸送対策に関すること。
- (9) その他災害応急対策に関すること。

（副本部長）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもつて充てる。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

（本部員）

第4条 本部員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 教育長
- (2) 南陽市行政組織規則（平成17年規則第1号）に定める課の長
- (3) 上下水道課長
- (4) 議会事務局長
- (5) 教育委員会管理課長
- (6) 教育委員会学校教育課長
- (7) 教育委員会社会教育課長
- (8) 選挙管理委員会事務局長
- (9) 監査委員事務局長
- (10) 農業委員会事務局長
- (11) 置賜広域行政事務組合南陽消防署長
- (12) 消防団長

（本部員会議）

第5条 本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図る。

（本部連絡員室）

第6条 本部に本部連絡員室（以下「連絡員室」という。）を置き、室長に総務課長、副室長に総務課長補佐を充てる。

- 2 連絡員室に連絡員を置く。
- 3 連絡員は、各班長が指名する職員があたる。
- 4 連絡員は、本部員会議決定事項の連絡又は各種の情報収集等の事務を担当する。
(班の設置等)

第7条 本部に班を置き、班長は、別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 2 班員は、別表に掲げる職員をもつて充てる。
(所掌事務)

第8条 各班の所掌事務については、市長が別に定める南陽市防災計画によるものとする。
(関係機関の協力要請)

第9条 本部長は、災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し、必要な措置を講ずるよう協力をお願いするものとする。

- (1) 山形地方気象台 通報及び警報の伝達に関すること。
- (2) 南陽警察署 災害時における人心の安定及び治安警備並びに通信に関すること。
- (3) 東北電力株式会社米沢営業所 災害時における電力供給及び電気施設復旧に関すること。
- (4) 東日本電信電話株式会社山形支店 気象警報の伝達及び電気通信施設の応急対策に関すること。
- (5) 各報道機関 警報、災害情報及び救助状況等の情報に関すること。
- (6) 日本赤十字社山形県支部 救護活動及び義援金品募集配分等の奉仕活動に関すること。
- (7) 山交バス株式会社米沢営業所 り災者救助関係及び救助物資の輸送に関すること。
- (8) 東日本旅客鉄道株式会社赤湯駅 り災者救助関係及び救助物資の輸送に関すること。
- (9) 公立置賜南陽病院 災害時における医療全般に関すること。

(災害対策支部)

第10条 本部長は、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、南陽市公民館条例（昭和42年条例第85号）第1条の規定による公民館施設に南陽市災害対策支部（以下「支部」という。）を置くことができる。

2 支部に支部長を置く。

- (1) 支部長は、公民館長の職にあるものをもって充てる。
- (2) 支部長は、本部長の命を受け支部を統括する。
- (3) 支部長に事故あるとき、又は欠けたときは、公民館長代理がその職務を代理する。

3 支部は次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害対策本部との連絡に関すること。
- (2) 管内の被害状況の把握及び本部への報告に関すること。
- (3) その他本部長の命ずる応急措置に関すること。
- (4) 避難住民の保護に関すること。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日告示第101号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日告示第25号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第31号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月3日告示第123号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月16日告示第 号）

この規程は、告示の日から施行する。

別表(略)

6 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年3月25日
条例第18号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第29号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害をうけた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 第3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は、疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市

長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月22日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は、疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月25日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年2月1日から適用する。

附 則（平成23年9月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 土砂災害等危険区域

(1) 土石流

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
羽付	02-017	羽付沢1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
羽付	02-016	羽付沢2	H22.3.30	310	H22.3.30	313
荻	02-032	井戸開川	H23.3.25	218	H23.3.25	223
荻	02-041	宮ノ下沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
荻	02-040	宮ノ下沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
荻	02-117	筋沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
荻	02-055	筋沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
荻	02-H002	葦沢山1	H27.6.23	589	H27.6.23	591
荻	02-H003	葦沢山2	H27.6.23	589	H27.6.23	591
下荻	02-042	下荻下沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
下荻	02-043	虫沢	H23.3.25	218	H23.3.25	223
下荻	02-H004	平石山	H27.6.23	589	H27.6.23	591
釜渡戸	02-118	釜渡戸沢1	H20.5.2	454		
釜渡戸	02-052	釜渡戸沢2	H20.5.2	454		
宮内	02-060	宮内沢9	H22.3.30	310	H22.3.30	313
宮内田町下	02-048	田野下沢	H22.3.30	310	H22.3.30	313
宮内内原	02-027	内原沢1	H22.3.30	310	H22.3.30	313
宮内内原	02-026	内原沢2	H22.3.30	310	H22.3.30	313
宮内別所町	02-049	別所谷	H22.3.30	310	H22.3.30	313
金山	02-030	萱の入川	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-129	金山沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-130	金山沢4	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-029	三の入川	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-110	川西沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-057	川西沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-046	川西沢3	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-111	川西沢4	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-122	川中島沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-123	川中島沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-028	川中島沢3	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-045	大鷹川	H23.3.25	218		
金山	02-120	中央沢	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-109	中北沢	H23.3.25	218		
金山	02-121	中里沢	H23.3.25	218		
金山	02-044	板宮沢	H23.3.25	218	H23.3.25	223
金山	02-047	片岡沢	H23.3.25	218		
金沢	02-024	金沢沢	H20.5.2	454	H20.5.2	461

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
元中山	02-010	元中山沢1	H20.5.2	454	H20.5.2	461
元中山	02-007	元中山沢2	H20.5.2	454		
元中山	02-006	元中山沢3	H20.5.2	454	H20.5.2	461
元中山	02-005	元中山沢4	H20.5.2	454	H20.5.2	461
元中山	02-004	元中山沢5	H20.5.2	454	H20.5.2	461
元中山	02-003	元中山沢6	H20.5.2	454	H20.5.2	461
元中山	02-002	元中山沢7	H20.5.2	454	H20.5.2	461
漆山	02-050	漆山沢1	H22.3.30	310		
漆山	02-085	漆山沢7	H22.3.30	310	H22.3.30	313
漆山	02-051	漆山沢8	H22.3.30	310	H22.3.30	313
小滝	02-H001	烏帽子山	H27.6.23	589	H27.6.23	591
小滝	02-039	居残沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-113	居残沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-035	最上坂	H23.3.25	218		
小滝	02-038	山の川	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-053	小滝下沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-114	小滝下沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-115	小滝上沢1	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-116	小滝上沢2	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-037	西坂	H23.3.25	218	H23.3.25	223
小滝	02-036	通口沢	H23.3.25	218		
松沢	03-001	宝沢(南陽市)	H28.3.18	303	H28.3.18	306
上野	02-127	上野沢1	H20.5.2	454	H20.5.2	461
上野	02-128	上野沢2	H20.5.2	454	H20.5.2	461
新田	02-009	大沢	H20.5.2	454	H20.5.2	461
川樋	02-058	川樋沢1	H20.5.2	454		
川樋	02-131	川樋沢2	H20.5.2	454	H20.5.2	461
川樋	02-132	川樋沢3	H20.5.2	454	H20.5.2	461
川樋	02-133	川樋沢4	H20.5.2	454	H20.5.2	461
川樋	02-134	川樋沢5	H20.5.2	454	H20.5.2	461
池黒	02-100	池黒沢3	H22.3.30	310	H22.3.30	313
池黒	02-101	池黒沢4	H22.3.30	310	H22.3.30	313
竹原	02-073	竹原沢10	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-074	竹原沢11	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-075	竹原沢12	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-023-1	竹原沢16-1	H21.9.8	814		

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
竹原	02-023-2	竹原沢16-2	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-070-1	竹原沢7-1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-070-2	竹原沢7-2	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-071	竹原沢8	H21.9.8	814	H21.9.8	822
竹原	02-072	竹原沢9	H21.9.8	814	H21.9.8	822
二色根	02-025	二色根沢	H20.5.2	454	H20.5.2	461
梨郷	02-063	巻沢1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
梨郷	02-062-1	巻沢2-1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
梨郷	02-062-2	巻沢2-2	H21.9.8	814		
梨郷	02-001	酒町沢	H21.9.8	814	H21.9.8	822
梨郷	02-061	糶町沢	H21.9.8	814		
和田	02-019-1	蟹沢-1	H21.9.8	814		
和田	02-019-2	蟹沢-2	H21.9.8	814	H21.9.8	822
和田	02-021	東大浦	H21.9.8	814		
和田	02-020-1	東和田沢1-1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
和田	02-020-2	東和田沢1-2	H21.9.8	814	H21.9.8	822
和田	02-018-1	東和田沢2-1	H21.9.8	814	H21.9.8	822
和田	02-018-2	東和田沢2-2	H21.9.8	814	H21.9.8	822

(2) 急傾斜地

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
荻	2-42H016	井戸開	H27. 6. 23	589	H27. 6. 23	591
荻	2-4217-1	荻-1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
荻	2-4217-2	荻-2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
荻	2-4223	筋	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
荻	2-4203	酒町1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
荻	1-4202	酒町2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
荻	2-42H015	的場	H27. 6. 23	589	H27. 6. 23	591
下荻	2-4218-1	下荻1-1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-4218-2	下荻1-2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-4204	下荻2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-42H006	下荻3	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-42H007	下荻4	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-4219	下荻下1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
下荻	2-4220	下荻下2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
宮内	2-4210-1	宮内2-1	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
宮内	2-4210-2	宮内2-2	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
宮内	1-4206-1	宮内3-1	H22. 3. 30	310		
宮内	1-4206-2	宮内3-2	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
宮内	2-4211	宮内5	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
金山	2-4222	金山	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
金山	2-42H017	御嶽山-1	H27. 6. 23	589	H27. 6. 23	591
金山	2-42H018	御嶽山-2	H27. 6. 23	589	H27. 6. 23	591
金山	2-4201	黒在家	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
金山	2-4206	中北	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
金山	2-4202	中北2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
金沢	2-42H019	万平山	H27. 9. 18	792	H27. 9. 18	793
元中山	2-42H012	岩部山-2	H27. 9. 18	792	H27. 9. 18	793
元中山	2-4207	元中山	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
漆山	2-4208	漆山1	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
漆山	2-4231	漆山2	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
漆山	1-4211	漆山3	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
漆山	1-42H001	漆山4	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
漆山	2-42H004	漆山5	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
漆山	1-42H020	新山	H27. 9. 18	792	H27. 9. 18	793
小岩沢	2-42H013	岩部山-1	H27. 9. 18	792	H27. 9. 18	793

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
小岩沢	2-42H014	岩部山-3	H27. 9. 18	792	H27. 9. 18	793
小滝	2-4213-1	小滝1-1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-4213-2	小滝1-2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-4214-1	小滝2-1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-4214-2	小滝2-2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	1-4201-1	小滝3-1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	1-4201-2	小滝3-2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-42H008	小滝4	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-42H009	小滝5	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-42H010	小滝6	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
小滝	2-42H011	小滝7	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
松沢	2-4216-1	松沢前-1	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
松沢	2-4216-2	松沢前-2	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
松沢	2-4216-3	松沢前-3	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
新田	2-4212	新田	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
須苺田	2-4215-1	須苺田-1	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
須苺田	2-4215-2	須苺田-2	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
赤湯	1-4207-1	赤湯-1	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	1-4207-2	赤湯-2	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	1-4207-3	赤湯-3	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	1-4208	赤湯5	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	1-4209	赤湯7	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	2-H0001	鳥上坂-1	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
赤湯	2-H0002	鳥上坂-2	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
川樋	2-4224	岩部	H20. 5. 2	454	H20. 5. 2	461
太郎	2-4221	太郎1	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
太郎	1-4203	太郎2	H23. 3. 25	218	H23. 3. 25	223
池黒	2-4209	池黒1	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
池黒	1-4210	池黒2	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
竹原	2-4225	竹原1	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
竹原	2-4226	竹原2	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
田町下	2-42H005	田町下	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
尾島	1-4204	尾島	H22. 3. 30	310	H22. 3. 30	313
梨郷	2-4228	梨郷下巻	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
梨郷	2-4227	梨郷下巻一	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
梨郷	1-4205	梨郷巻	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
梨郷	2-4229	梨郷中巻	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
梨郷	2-42H003	梨郷中巻2	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822
梨郷	2-4230	梨郷中巻王	H21. 9. 8	814	H21. 9. 8	822

(3) 地すべり

大字等	箇所番号	箇所名	警戒区域 告示年月日	警戒区域 告示番号	特別警戒 区域告示 年月日	特別警戒 区域 告示番号
荻	14-1	荻-1	H23. 3. 25	218		
荻	14-2	荻-2	H23. 3. 25	218		
荻	14-3	荻-3	H23. 3. 25	218		
荻	J02-021-1	上荻-1	H27. 6. 23	589		
荻	J02-021-2	上荻-2	H27. 6. 23	589		
荻	J02-H003-1	神明山-1	H27. 6. 23	589		
荻	J02-H003-2	神明山-2	H27. 6. 23	589		
荻	J02-H003-3	神明山-3	H27. 6. 23	589		
荻	15-1	赤山-1	H23. 3. 25	218		
荻	15-2	赤山-2	H23. 3. 25	218		
荻	15-3	赤山-3	H23. 3. 25	218		
荻	15-4	赤山-4	H23. 3. 25	218		
荻	15-5	赤山-5	H27. 9. 18	792		
下荻	13-1	下荻-1	H27. 6. 23	589		
下荻	13-2	下荻-2	H23. 3. 25	218		
金山	J02-022-1	板宮-1	H27. 6. 23	589		
金山	J02-022-2	板宮-2	H27. 6. 23	589		
金山	J02-022-3	板宮-3	H27. 6. 23	589		
金山	J02-022-4	板宮-4	H27. 6. 23	589		
小滝	J02-H002	居残沢	H27. 6. 23	589		
小滝	J02-H001	小滝	H27. 6. 23	589		
小滝	17-1	中堀-1	H23. 3. 25	218		
小滝	17-2	中堀-2	H23. 3. 25	218		
小滝	17-3	中堀-3	H23. 3. 25	218		
小滝	17-4	中堀-4	H23. 3. 25	218		
小滝	17-5	中堀-5	H23. 3. 25	218		
小滝	19-1	鍋滝-1	H23. 3. 25	218		
小滝	19-2	鍋滝-2	H23. 3. 25	218		
小滝	19-3	鍋滝-3	H23. 3. 25	218		
小滝	18	八丁坂	H23. 3. 25	218		
太郎	J02-H004-1	筋-1	H27. 6. 23	589		
太郎	J02-H004-2	筋-2	H27. 6. 23	589		
太郎	20-1	西山-1	H23. 3. 25	218		
太郎	20-2	西山-2	H23. 3. 25	218		
太郎	12-1	太郎-1	H23. 3. 25	218		
太郎	12-2	太郎-2	H23. 3. 25	218		
太郎	12-3	太郎-3	H23. 3. 25	218		
太郎	12-4	太郎-4	H23. 3. 25	218		

8 山地災害危険区域

(1) 民有林 山腹崩壊危険区域

危険地区 番号		保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等					備考	
市 町 村	地 区			大 字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)		道 路
213	1	無	無	荻	的場				4	3	市	
213	2	無	無	荻	井戸開				3	2	県	
213	3	無	無	荻	六ヶ関山				3		林	
213	4	無	無	荻	北の前			5			県	
213	5	無	無	金山	御嶽山				3		市	
213	6	無	無	金山	萱ノ入			5			県	
213	7	無	無	金山	寺裏				3			
213	8	有	一部概成	漆山	深沢		16				県	
213	9	無	無	漆山	北須刈田						市	
213	10	無	無	漆山	西須刈田				2		市	
213	11	無	無	梨郷	山泉寺			7			国	
213	12	無	無	元中山	外山			5			市	
213	13	無	無	元中山	諏訪原				1	1		
213	14	無	無	川樋	岩部山				2		国	
213	15	無	無	川樋	上七曲		31				国	
213	16	無	無	松沢	万平山				3			
213	17	無	無	松沢	松沢山			6			県	
213	18	有	概成	小滝	薬師山		10				県	

(2) 民有林 崩壊土砂流出危険区域

危険地区 番号		保安林等	進治 抄山 状況業	位 置		公共施設等					備 考	
市 町 村	地 区			大 字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)		道 路
213	1	有	概成	小滝	白鷹山						国	
213	2	無	概成	小滝	水無						国	
213	3	無	一部概成	小滝	西沢				3		市	
213	4	有	一部概成	小滝	隠沢				3		市	
213	5	無	無	小滝	烏帽子山				3		市	
213	6	無	無	荻	堀の頭						市	
213	7	有	一部概成	荻	葦沢山		21				県	
213	8	無	無	荻	平石山		17				市	
213	9	有	概成	荻	輪繰林				2	1	県	
213	10	有	無	荻	井戸開		24				県	
213	11	無	無	荻	大弥八山				3		市	
213	12	有	無	漆山	壺ノ滝						市	
213	13	有	無	池黒	評判平						市	
213	14	有	無	池黒	ワリサワ						市	
213	15	無	無	釜渡戸	南原山				1	1		
213	16	無	無	漆山	南矢ノ沢			8				
213	17	有	概成	金山	金沢		13					
213	18	無	一部概成	金山	鬼ヶ窪						農	
213	19	有	概成	宮内	愛岩沢						市	
213	20	有	概成	宮内	小坂山						市	
213	21	有	概成	宮内	梅ヶ沢山						市	
213	22	有	概成	金山	寺裏			5			市	
213	23	無	無	漆山	大滝沢						市	
213	24	有	概成	漆山	雪ヶ沢						市	
213	25	無	概成	池黒	上ノ平			9			市	
213	26	有	概成	漆山	深山			5				
213	27	無	一部概成	漆山	立ヶ沢			7		2	県	
213	28	無	一部概成	金山	鬼ヶ窪		20				県	
213	29	有	概成	和田	沢田		10				市	
213	30	有	概成	和田	館山ノ二		16				市	
213	31	有	概成	太郎	北子沢		12				県	

(3) 民有林 地すべり危険区域

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域指定	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等					備考	
市 町 村	地 区				大 字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)		道 路
213	1	無	無	無	小滝	烏帽子山				3		市	
213	2	無	有	一部	萩	居残沢				3	1	県	
213	3	無	有	未成	萩	神明山	120					県	
213	4	無	無	無	萩	松倉山						市	
213	5	無	有	無	萩	朝日沢						市	
213	6	無	無	無	萩	森之腰						市	
213	7	無	無	無	萩	六ヶ関			5			市	
213	8	無	無	無	萩	中峯山			9			市	
213	9	無	無	無	小滝	長原						国	

9 河川災害危険箇所

河川名	指定区間	延長 (m)	指定年月日	告示年月日	備考
川尻川	自 赤湯字湯尻（川尻） 至 赤湯字芳野前南（川尻南）	670	S52. 12. 10	S52. 12. 10	
				第 33 号	
大堰川	自 宮内字下田三 至 宮内字八幡田一（穴田）	920	S53. 9. 7	S53. 9. 7	
				第 41 号	
	自 宮内字桐町一 至 宮内字八幡田一（穴田）	1, 280	S58. 1. 18	S58. 1. 18	変更
				第 4 号	
川原田川	自 宮内字川原田三 至 宮内字下川原一（川原田三）	260	S54. 4. 18	S58. 1. 18	
				第 13 号	
矢ノ目川	自 池黒字五倫壇 至 池黒字永増（弁天）	635	S57. 1. 11		
	自 池黒字西屋敷 至 池黒字永増（弁天）	435	H6. 8. 22		変更
				第 59 号	
梨郷古川	自 梨郷字埋立 至 大塚字草刈場貳	276	S57. 5. 14	S57. 5. 14	
				第 6 号	

10 重要水防区域

河川名	河川地域区分 警戒巡視区域	河川延長 (m)	河川級	担当水防団、分団名	備考
最上川	自 吉野川合流 至 長井市境 (伊佐沢)	6,750	1級	第5分団第1部、第2部	
				第6分団第1部、第3部	
吉野川	自 小 滝 至 最上川合流点	28,694	1級	第1分団第1部～第3部	
				第2分団	
				第3分団第2部、第3部	
				第7分団第3部～第5部	
織機川	自 漆山四ツ谷 至 最上川合流点	5,500	1級	第4分団第1部、第2部	
				第5分団第1部	
				第6分団第3部、第4部	
上無川	自 錦町 (国道113号) 至 最上川合流点	4,200	1級	第3分団第1部	
				第4分団第1部	
				第6分団第3部、第4部	
屋代川	大橋地区	500	1級	第7分団第4部	
棒 川	大橋地区	670	1級	第7分団第4部	
前 川	自 新 田 至 上山市境 (元中山)	3,200	1級	第8分団第1部、第2部	
北 川	自 小 岩 沢 至 前川合流点	900	1級	第8分団第1部、第2部	

1 1 水害危険区域における世帯数

関係地区名	世帯数 (人)	人口 (人)	担当水防団	備考	危険度
漆山地区					
1組	44	172	第4分団第1部		B
2組	61	185			C
5西組	23	61			C
6組	25	65			C
8組	44	142			C
9組	105	313	第4分団第2部		C
9の2組	2	2			C
11組	33	114			C
12組	55	171			C
吉野地区					
小滝上	21	58	第1分団第1部		C
小滝中	27	63			C
小滝下	16	45			C
酒町	22	57	第1分団第2部		B
東向	19	59			B
下荻北	14	46	第1分団第3部		B
下荻中	14	44			B
下荻下	10	30			B
金山地区					
川中島	11	24	第2分団第1部		C
中北	7	25			C
沖郷地区					
宮崎	101	379	第6分団第3部		C
露橋	53	171			C
関根	65	201			C
鍋田	110	396	第6分団第1部		C
中ノ目	89	275			C
高梨	268	878			C
蒲生田	110	329	第6分団第2部		C
若狭郷屋	540	1,478			C
郡山東	56	133			C
郡山中	306	793			C
郡山西	231	649			C
島貫	281	817	第6分団第1部		C

関係地区名	世帯数 (人)	人口 (人)	担当水防団	備考	危険度
梨郷地区					
桐 町	40	134	第5分団第2部		B
酒 町	20	74			B
巻	25	103			B
中 野	22	71	第5分団第1部		C
辻 柳	28	95			C
東川前	30	109			C
西川前	20	65			C
竹 原	28	90	第5分団第2部		C
大 町	37	131			C

1 2 水位観測場所

河川名	警戒場所	観測場所	観測責任者	連絡先
最上川右岸	自 吉野川合流点 至 梨郷平野	下田橋	第6分団長	分団長
		幸来橋	第5分団長	
吉野川左右岸	自 小滝 至 屋代川合流点	末広橋	第1分団長	分団長
		尾島橋	第2分団長	
		秋葉橋	第3分団長	
		羽黒橋	第7分団長	
	土場橋			
	自 屋代川合流点 至 最上川合流点	大橋	第7分団長	分団長
築場橋		第6分団長		
織機橋		第4分団長		
織機川左右岸	自 漆山四ツ谷 至 最上川合流点	曾利橋	第6分団長	分団長
		鳥海橋	第5分団長	
上無川	自 錦町 至 最上川合流点	大橋	第6分団長	分団長
		西寺橋		
前川	自 新田 至 上山市境(元中山)	吉田橋	第8分団長	分団長
北川	自 小岩沢 至 前川合流点	北川橋	第8分団長	分団長

1 3 重要水防箇所

国管理区間

河川数	箇所数	理 由												備 考			
		堤防高		堤防断面		法崩れ・すべり		漏水		水衝・洗掘		工作物			工事施工	旧川跡 破堤防 新堤防	陸 圃
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B				
1	23	7	8	1	0	0	1	1	3	0	0	2	0				

県管理区間

河川数	箇所数	理 由												備 考			
		堤防高		堤防断面		法崩れ・すべり		漏水		水衝・洗掘		工作物			工事施工	旧川跡 破堤防 新堤防	陸 圃
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B				
4	12	1	7	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0				

1 4 重要水防箇所別調書

国管理（最上川）

距離標	地区別 及び 左右岸別	評定種別	堤防（m）		工作物 （箇所）		対策水防 工法名	分団名	備考
			A	B	A	B			
187.4 ～ 187.9	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	786 786				積土のう	第5分団	
187.8 ～ 189.0	梨郷 右岸	漏水		1,177 661			釜 段	第5分団	
187.9 ～ 188.0	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)		92 0			積土のう	第5分団	
188.0 ～ 188.4	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	423 423				積土のう	第5分団	
188.4 ～ 189.2	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)		891 322			積土のう	第5分団	
189.2 ～ 189.6	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	523 523				積土のう	第5分団	
189.3 ～ 190.5	梨郷 右岸	漏水		1,623 1,152			釜段	第5分団	
189.3 ～	梨郷 右岸	梨郷揚水樋管			1		警戒巡視	第5分団	
189.6 ～ 189.9	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)		359 0			積土のう	第5分団	
189.9 ～ 190.0	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	109 109				積土のう	第5分団	
190.0 ～ 190.5	梨郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)		794 0			積土のう	第5分団	
190.5 ～ 191.9	砂塚 右岸	堤防高 (流下能力不足)		1,290 1,290			積土のう	第6分団	
190.5 ～ 191.9	砂塚 右岸	漏水		1,290 0			釜段	第6分団	

距離標	地区別 及び 左右岸別	評定種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	分団名	備考
			A	B	A	B			
191.9 ～ 192.3	宮崎 右岸	堤防高 (流下能力不足)		267 267			積土のう	第6分団	
192.3 ～ 192.4	宮崎 右岸	堤防高 (流下能力不足)	100 100				積土のう	第6分団	
192.4 ～ 193.3	宮崎 右岸	堤防高 (流下能力不足)		922 922			積土のう	第6分団	
192.9 ～ 193.1	宮崎 右岸	法崩れ 法すべり		189 0			シート張り 杭打ち 積土のう	第6分団	
192.9 ～ 193.1	宮崎 右岸	漏水		189 0			月の輪	第6分団	
193.4 ～ 194.2	宮崎 右岸	堤防高 (流下能力不足)		738 738			積土のう	第6分団	
193.5 ～	宮崎 右岸	広域下水道置賜 浄化センター 排水樋管			1		警戒巡視	第6分団	
194.3 ～ 194.6	宮崎 右岸	堤防高 (流下能力不足)		256 256			積土のう	第6分団	

注) 上段は評定延長、下段は重複(他種別)を除いた延長

県管理（最上川水系）

河川名	重要水防箇所								想定 水防 工法名	分団名	警報基準 水位	
	左右 岸別	地先名	合流 点か らの 距離 (km)	種別	堤防(m)		工作物 (箇所)				量 水 標	警戒 水 位
					A	B	A	B				
前川	左右	新田 ～ 川樋	11.0 ～ 14.8	堤防高		3,800			積土のう	第8分団	—	—
吉野川	左右	J R 橋 ～ 宮内	2.0 ～ 11.0	堤防高 工作物	9,000		1		積土のう	第7分団 第3分団	赤湯	1.00
吉野川	左	櫛塚	4.9 ～ 5.4	漏水	500				月の輪	第7分団	赤湯	1.00
吉野川	左	櫛塚	5.6 ～ 6.1	洗掘		500			木流し	第7分団	赤湯	1.00
吉野川	左右	太郎	15.5 ～ 15.7	堤防高		200			積土のう	第1分団	—	—
吉野川	左	太郎	16.1 ～ 16.3	堤防高		200			積土のう	第1分団	—	—
吉野川	左	荻	19.5 ～ 19.7	堤防高		200			積土のう	第1分団	—	—
吉野川	左右	荻	19.9 ～ 20.6	洗掘		700			木流し	第1分団	—	—
吉野川	左右	小滝	24.6 ～ 25.4	堤防高		800			積土のう	第1分団	—	—
織機川	左右	法師柳 ～ 漆山	3.0 ～ 4.0	堤防高		1,000			積土のう	第6分団 第4分団	漆山	0.70
上無川	左右	露橋	0.0 ～ 1.1	堤防高		1,100			(ポンプ 排水)	第6分団	—	—

15 水防資機材備蓄状況

南陽市の水防資機材の備蓄状況は次のとおり。

資材名	倉庫名		形状 寸法	呼称	数量		計	備考
					水防倉庫	消防署		
(資材)	縄		3.5kg/巻	Kg	42		42	
	土留	鋼板		枚	28		28	
		用杭		本	33		33	
	フルコン又は麻袋			袋	8,800		8,800	
	鉄線		10.0kg/巻	Kg	2		2	
	杉丸太			本	0		0	
	木杭			〃	150		150	
	竹			〃	20		20	
	鉄筋			Kg	350		350	
	鉄管パイプ				105		105	
	塩ビ管				3		3	
	ビニルシート		3.6×5.4	枚	18		18	
			5.4×7.2	〃	15		15	
			9.0×9.0	〃	2		2	
	水防マット			〃	6		6	
	ビニルロープ		荷造用	本	4		4	
	むしろ又はシート			枚	8		8	
鉄杭			本	220		220		
(機材)	掛け矢等			丁	10		10	
	ツルハシ			〃	8		8	
	スコップ			〃	85		85	
	カッター			〃	7		7	
	ペンチ等			〃	12		12	
	ハサミ			〃	10		10	
	シノ			丁	9		9	
	鎌			丁	5		5	
	なた又は斧			〃	10		10	
	鋸			〃	0		0	
	小車			台	6		6	
	(機材)	コンクリートシューター			台	4		4
ハンマー		大	丁	8		8		
		小	〃	9		9		
木づち			〃	3		3		
ゴムボート		災害用	基		1	1		
船外機			〃		1	1		
救命胴衣			式	72	13	13		
浮環			個		2	2		

16 気象予報、警報の種類及び発表基準

発表官署		山形地方気象台								
担当区域		山形県								
一次細分区域		村山			置賜		庄内		最上	
二次細分区域		東南 村山	北村山	西村山	東南 置賜	西置賜	庄内 北部	庄内 南部		
警報	暴風（平均風速）	18m/s [狩川 東風 20m/s,東風以外 18m/s][飛島 南西~北西 25m/s,南西~北西以外 20m/s]								
	暴風雪（平均風速）	18m/s [狩川 東風 20m/s,東風以外 18m/s][飛島 南西~北西 25m/s,南西~北西以外 20m/s] 雪を伴う								
	波浪（有義波高）	-					6m			
	高潮（潮位:TP 上）	-					酒田 1.5m	鼠ヶ関 1.5m		
	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合								
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合								
	大雪（24 時間降雪の深さ）	平地 30 cm 山沿い 40 cm	平地 35 cm 山沿い 45 cm	平地 35 cm 山沿い 45 cm	平地 35 cm 山沿い 45 cm	平地 40 cm 山沿い 45 cm	平地 30 cm 山沿い 45 cm	平地 30 cm(狩 川・櫛引 35 cm) 山沿い 40 cm	平地 35 cm 山沿い 45 cm	[肘折 55 cm]
注意報	強風（平均風速）	12m/s [狩川 東風 15m/s,東風以外 12m/s][飛島 南西~北西 17m/s,南西~北西以外 15m/s]								
	風雪（平均風速）	12m/s [狩川 東風 15m/s,東風以外 12m/s][飛島 南西~北西 17m/s,南西~北西以外 15m/s] 雪を伴う								
	波浪（有義波高）	-					3m		-	
	高潮（潮位:TP 上）	-					酒田 1.0m	鼠ヶ関 1.0m	-	
	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合								
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合								
	大雪（24 時間降雪の深さ）	平地 15 cm 山沿い 25 cm	平地 20 cm 山沿い 30 cm	平地 20 cm 山沿い 30 cm	平地 20 cm 山沿い 30 cm	平地 25 cm 山沿い 30 cm	平地 15 cm 山沿い 30 cm	平地 15 cm(狩 川・櫛引 20 cm) 山沿い 30 cm	平地 20 cm 山沿い 30 cm	[肘折 35 cm]
	雷	落雷等により被害が予測される場合								
	乾燥	① 最小湿度 30% 実効湿度 65% ② 降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上								
	濃霧（視程）	陸上 100m					陸上 100m 海上 500m		陸上 100m	
	霜（最低気温）	早霜、晩霜期におおむね 2℃（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）								
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折の積雪 100 cm 以上 ②山形の日平均気温 5℃×以上で肘折の積雪 180 cm 以上 ③山形の日最高気温 5℃×以上で肘折の積雪 300 cm 以上 ④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折の積雪 100 cm 以上								
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃ 以上低い日が日数以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき								
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合									
融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合									
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）		100mm								

(別表 1)大雨警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	R1=60	89
	上山市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	88
	天童市	平坦地: R3=60 平坦地以外: R1=60	77
	山辺町	R1=60	89
	中山町	R1=60	81
北村山	村山市	R1=60	94
	東根市	R1=60	96
	尾花沢市	R1=60	86
	大石田町	R1=60	100
西村山	寒河江市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	77
	河北町	R1=60	77
	西川町	R1=60	87
	朝日町	R1=60	88
	大江町	R1=70	88
東南置賜	米沢市	平坦地: R3=110 平坦地以外: R1=70	86
	南陽市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	91
	高畠町	平坦地: R1=60 平坦地以外: R1=70	91
	川西町	R1=60	86
西置賜	長井市	R1=60	87
	小国町	R1=60	87
	白鷹町	平坦地: R3=110 平坦地以外: R1=60	88
	飯豊町	R1=60	78
庄内北部	酒田市	R1=60	83
	遊佐町	R1=60	100
庄内南部	鶴岡市	R1=60	87
	三川町	R1=60	-
	庄内町	平坦地: R3=100 平坦地以外: R1=60	81
(最上)	新庄市	R1=60	100
	金山町	R1=60	97
	最上町	R3=100	99
	舟形町	R1=60	98
	真室川町	R1=60	97
	大蔵村	R1=60	98
	鮭川村	R1=60	108
	戸沢村	R1=60	101

(別表 2) 洪水警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東南村山	山形市	R1=60	馬見ヶ崎流域=16、立谷川流域=11、本沢川流域=8	-
	上市市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	前川流域=10、本沢川流域=7	-
	天童市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	乱川流域=20、押切川流域=14、立谷川流域=11、倉津川流域=17	-
	山辺町	R1=60	-	-
	中山町	R1=60	-	-
北村山	村山市	R1=60	-	-
	東根市	R1=60	白水川流域=14、村山野川流域=9、乱川流域=12	-
	尾花沢市	R1=60	丹生川流域=14、野尻川流域=13	-
	大石田町	R1=60	丹生川流域=14、野尻川流域=10、次年子川流域=7	-
西村山	寒河江市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	寒河江川流域=28、熊野川流域=10、実沢川流域=8	-
	河北町	R1=60	寒河江川流域=28、乱川流域=20	-
	西川町	R1=60	寒河江川流域=24	-
	朝日町	R1=60	朝日川流域=17	-
	大江町	R1=70	月布川流域=15、古寺川流域=10	-
東南置賜	米沢市	平地地：R3=110 平地地以外：R1=70	鬼面川流域=17、天王川流域=14、羽黒川流域=12、 大樽川流域=10	-
	南陽市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	吉野川流域=8	-
	高畠町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	屋代川流域=9、砂川流域=9、鬼面川流域=23	-
	川西町	R1=60	鬼面川流域=23、犬川流域=14、黒川流域=9、誕生川流域=7	-
西置賜	長井市	R1=60	置賜白川流域=25、置賜野川流域=10	-
	小国町	R1=60	荒川流域=36、横川流域=25、玉川流域=22、金目川流域=17、明沢川流 域=14	-
	白鷹町	平地地：R3=110 平地地以外：R1=60	実淵川流域=7	-
	飯豊町	R1=60	置賜白川流域=25、小屋川流域=9、小白川流域=9	-
庄内北部	酒田市	R1=60	京田川流域=16、相沢川流域=21、	平地地：R1=50and 最上川流域=41
	遊佐町	R1=60	月光川流域=19	-
庄内南部	鶴岡市	R1=60	京田川流域=12、藤島川流域=11、梵字川流域=20	-
	三川町	R1=60	藤島川流域=11、青龍寺川流域=9	-
	庄内町	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	京田川流域=13、立谷川流域=15	-
(最上)	新庄市	R1=60	泉田川流域=11、新田川流域=10	-
	金山町	R1=60	金山川流域=14、中田春木川流域=8、上台川流域=7	-
	最上町	R3=100	最上白川流域=8	-
	舟形町	R1=60	-	-
	真室川町	R1=60	真室川流域=20、金山川流域=14、中田春木川流域=8、小又川流域=11	-
	大蔵村	R1=60	銅山川流域=12、赤松川流域=8	-
	鮭川村	R1=60	泉田川流域=11、曲川流域=10	-
	戸沢村	R1=60	角川流域=14、三ッ沢川流域=7	-

(別表 3)大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	R1=40、R3=60	80
	上山市	R1=40、R3=60	79
	天童市	R1=40、R3=60	69
	山辺町	R1=40、R3=60	80
	中山町	R1=40、R3=60	72
北村山	村山市	R1=30、R3=60	84
	東根市	R1=30、R3=60	86
	尾花沢市	R1=30、R3=60	77
	大石田町	R1=30、R3=60	90
西村山	寒河江市	R1=40、R3=60	69
	河北町	R1=40、R3=60	69
	西川町	R1=40、R3=60	78
	朝日町	R1=40、R3=60	79
	大江町	R1=40、R3=60	79
東南置賜	米沢市	R1=35、R3=60	68
	南陽市	R1=35、R3=60	72
	高畠町	R1=35、R3=60	72
	川西町	R1=35、R3=60	68
西置賜	長井市	R1=35、R3=60	78
	小国町	R1=35、R3=60	78
	白鷹町	R1=35、R3=60	79
	飯豊町	R1=35、R3=60	70
庄内北部	酒田市	R1=40、R3=60	74
	遊佐町	R1=40、R3=60	90
庄内南部	鶴岡市	R1=30、R3=60	78
	三川町	R1=30、R3=60	90
	庄内町	R1=30、R3=60	72
(最上)	新庄市	R1=30、R3=60	90
	金山町	R1=30、R3=60	87
	最上町	R1=30、R3=60	89
	舟形町	R1=30、R3=60	88
	真室川町	R1=30、R3=60	87
	大蔵村	R1=30、R3=60	88
	鮭川村	R1=30、R3=60	97
	戸沢村	R1=30、R3=60	90

(別表 4) 洪水注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
東南村山	山形市	R1=40、R3=60	馬見ヶ崎川流域=9、立谷川流域=6、本沢川流域=4
	上山市	R1=40、R3=60	前川流域=5、本沢川流域=4
	天童市	R1=40、R3=60	乱川流域=10、押切川流域=7、立谷川流域=5、倉津川流域=8
	山辺町	R1=40、R3=60	-
	中山町	R1=40、R3=60	-
北村山	村山市	R1=40、R3=60	-
	東根市	R1=40、R3=60	白水川流域=8、村山野川流域=5、乱川流域=7
	尾花沢市	R1=40、R3=60	丹生川流域=8、野尻川流域=7
	大石田町	R1=40、R3=60	丹生川流域=12、野尻川流域=9、次年子川流域=5
西村山	寒河江市	R1=40、R3=70	寒河江川流域=21、熊野川流域=8、実沢川流域=6
	河北町	R1=40、R3=70	寒河江川流域=24、乱川流域=17
	西川町	R1=40、R3=70	寒河江川流域=12
	朝日町	R1=40、R3=70	朝日川流域=9
	大江町	R1=40、R3=70	月布川流域=9、古寺川流域=6
東南置賜	米沢市	R1=40、R3=70	鬼面川流域=11、天王川流域=9、羽黒川流域=7、大樽川流域=7
	南陽市	R1=40、R3=70	吉野川流域=7
	高畠町	R1=40、R3=70	屋代川流域=7、砂川流域=6、鬼面川流域=16
	川西町	R1=40、R3=70	鬼面川流域=20、犬川流域=12、黒川流域=7、誕生川流域=5
西置賜	長井市	R1=40、R3=70	置賜白川流域=20、置賜野川流域=8
	小国町	R1=40、R3=70	荒川流域=18、横川流域=12、玉川流域=10、金目川流域=8、明沢川流域=6
	白鷹町	R1=40、R3=70	実淵川流域=6
	飯豊町	R1=40、R3=70	置賜白川流域=15、小屋川流域=5、小白川流域=5
庄内北部	酒田市	R1=40、R3=70	京田川流域=10、相沢川流域=13、
	遊佐町	R1=40、R3=70	月光川流域=8
庄内南部	鶴岡市	R1=40、R3=70	京田川流域=7、藤島川流域=6、梵字川流域=13
	三川町	R1=40、R3=70	藤島川流域=9、青龍寺川流域=7
	庄内町	R1=40、R3=70	京田川流域=10、立谷沢川流域=11
(最上)	新庄市	R1=40、R3=70	泉田川流域=8、新田川流域=7
	金山町	R1=40、R3=70	金山川流域=10、中田春木川流域=5、上台川流域=4
	最上町	R1=40、R3=70	最上白川流域=5
	舟形町	R1=40、R3=70	-
	真室川町	R1=40、R3=70	真室川流域=11、金山川流域=7、中田春木川流域=4、小又川流域=6
	大蔵村	R1=40、R3=70	銅山川流域=9、赤松川流域=5
	鮭川村	R1=40、R3=70	泉田川流域=8、曲川流域=8
	戸沢村	R1=40、R3=70	角川流域=12、三ッ沢川流域=6

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

1 7 防災訓練計画及び実施機関

本市において起り得る各種災害を想定して定期的に防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練項目	実施概要	訓練機関
参集訓練	災害時の招集訓練	各機関 事業所
災害対策本部 設置訓練	災害に対する災害応急対策活動の中核機能としての、 災害対策本部・現地対策本部を設置運営する。	市、 防災関係機関
災害 対策 本部 運 営 訓 練	災害情報伝達 訓練 災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予報、 警報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被 害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	市
災害 対策 本部 運 営 訓 練	災害広報訓練 災害時における住民の安全確保を図るため、広報車等 により、避難誘導及び冷静適切な行動を呼びかけるな ど、災害広報活動を実施する。	市 消防署
災害 対策 本部 運 営 訓 練	被災地調査訓 練 災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等 を調査するとともに、その結果を被害状況写真などと ともに対策本部に報告する。又、本部長などがそれぞ れの被災現地を実施視察する。	市 消防署 警察署
災害 対策 本部 運 営 訓 練	広域応援要請 訓練 広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自 衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の 要請、他の市町村等に対する災害応急対策の応援要請 訓練等を行う。	市

訓練項目		実施概要	訓練機関
地域ぐるみ訓練	自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心とした住民による組織単位の避難対策、高齢者・障がい者等災害弱者の避難援護活動、初期消火、応急救護活動などの住民主導の災害安全対策を実施する。	市 消防署 消防団 自主防災組織 住民
	避難(援護)活動訓練	地すべり、津波等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に退避させる。 避難心得、避難の仕方、避難場所の確認	市 消防団 自主防災組織 学校 事業所 住民
	災害弱者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人等災害弱者の災害安全対策を確保するため、自主防災組織、防災機関による避難誘導訓練を実施する。	市 消防団 自主防災組織 住民 各施設
	災害ボランティア等活動訓練	地域住民などによる被災者の応急救護の訓練を実施する。	市 自主防災組織
	繁華街・温泉街等対策訓練	繁華街・温泉街等発災時に心理的不安を誘発しやすい場所において、混乱防止対策訓練及び避難誘導訓練などを実施する。	消防署 旅館協同組合
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした避難誘導訓練及び初期消火訓練などを実施する。	消防署 各事業所
防災機関活動訓練	消防訓練	居住地及び林地での大規模な火災に対処するため消防署が中心となり、機動力ある消火活動及び延焼阻止活動、火災現場からの救出・救助及び救急・救護活動などを実施する。	消防署 消防団 警察署
	火災防ぎょ訓練	消防ポンプによる消火訓練	消防署 消防団
	初期消火訓練	火災時の心構え、消火方法の訓練	一般住民
	道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木等に対応した道路警戒、緊急輸送路確保訓練を実施する。	市 警察署
	交通規制訓練	災害発生時の交通指導	警察署 交通指導員会
	救出救助・救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防署 消防団 警察署
	生活関連施設応急復旧訓練	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	市 NTT 東北電力(株) LPG協会
電力復旧訓練	電柱の建て方、配線工事、応急用電源による送電	東北電力(株)	

訓練項目		実施概要	訓練機関
防災 機 関 活 動 訓 練	上水道復旧訓練	水道施設の復旧訓練、給水訓練	市上下水道工業組合
	危険物・LPG漏えい処 置訓練	ガス・油漏れ発生時の応急措置	LPG協会 危険物安全協会
	避難所設置運 営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	市、N T T 東北電力(株)
	非常災害電話 設置訓練	緊急非常通信の確保、被災者特設公衆電話設置	N T T
	アマチュア無 線訓練	災害発生時の無線通信訓練	アマチュア無線クラブ
	医療・救護所 設置訓練	医療・救護所、仮設病院設置訓練	市
	災害医療対策 訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設病院において災害医療対策を実施する。 なお、重傷者については、後方医療機関へ搬送する。	市 消防署 医師会
	応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水車等により飲料水を避難所まで輸送する。	市
	緊急物資輸送 対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市
	広域応援輸送 対策訓練	広域防災体制の確立を期するため、縣市町村を越えた相互応援訓練を実施する。	市
災害情報及び 被害状況報告 訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	市	

1 8 資材、機材等の点検項目

1 災害応急対策に必要な備蓄資材、機材

(1) 消防

- ①消防用資器材の整備と必要数量の確保
- ②危険物火災等に対する消火器材（薬剤を含む）の確保

(2) 水防

- ①水防倉庫の備蓄資材の確保
- ②照明灯及び懐中電灯の整備
- ③簡易救命艇、救命胴衣、及び救助網の整備

(3) 警備

- ①災害警備に必要な装備、資器材の整備充実
- ②定期的な点検
- ③降雨前期、台風期の必要装備の整備補修

(4) その他

- ①安全帽の整備、防毒マスク、メガホン、拡声器
- ②雨合羽、長靴（ゴム）、テント等の整備

2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資器材及び薬剤

(1) 医療、助産

- ①天幕、発電機、医師、担架、折たたみ寝台の整備
- ②救急医療資材（包帯、ガーゼ、脱脂綿、三角布、副木等）

(2) 防疫

- ①携帯用簡易ろ過器、簡易携帯風呂
- ②防疫用噴霧器

3 薬剤

- ①応急救助用薬剤

1 9 南陽市消防計画概要

1 消防計画の大綱

消防計画の大綱は次のとおりとする。

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- (5) 災害時の避難、救出、救助及び救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

2 組織計画

組織計画は、消防職団員が災害に対処するための組織に関する事項とする。

3 消防力等の整備計画

消防力等の整備計画は、消防施設及び人員の現状を把握し施設の整備拡充と人員の確保を図る計画とする。

4 調査計画

調査計画は、災害に対して的確な防災活動ができるよう各種調査を実施し、災害発生に備える計画とする。

5 教育訓練計画

教育訓練計画は、人的消防の向上を図るため消防職員及び消防団員に対して、教育訓練を実施する計画とする。

6 災害予防計画

災害予防計画は、災害を未然に防止し被害を最小限度に阻止するための計画とする。

7 警報発令、伝達計画

警報発令、伝達計画は、異常気象時における火災警報発令、解除についての伝達及び周知に関する計画とする。

8 情報計画

情報計画は、災害が発生する危険が生じた時又は災害が発生した時、その状況を収集し、関係機関に報告通報する計画とする。

9 火災警防計画

火災警防計画は、火災発生及びその他の災害に対処し、これを警戒し鎮圧するために必要な事項を定める計画とする。

10 風水害等の警防計画

風水害等の災害に対処し、これを警戒し、防ぎよするために必要な事項を定める計画とする。

11 避難計画

避難計画は、住民の生命身体を災害から保護するため、避難に関する計画とする。

12 応援協力計画

応援協力計画は、山形県広域消防相互応援協定及び関係機関等の応援協力に関する計画とする。

20 災害救助法適用基準

1 基準の内容

災害救助法による救助は、市内に同一原因による災害の被害が一定程度以上になった場合適用される。

- (1) 市町村を単位とする
- (2) 同一原因による災害
- (3) 一定数以上の住家の滅失
- (4) 被災者が現に救助を必要とする状態にある

2 南陽市の適用基準

- (1) 住家の滅失した世帯数が60以上の時
- (2) 県内の滅失世帯数が1,500以上に達した災害の場合、市内の滅失した世帯数が30以上の時
- (3) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県内で滅失世帯数が7,000以上に達した場合で、かつ市内の滅失世帯数が多数である時
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合など、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失した時
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた時

3 被害の判定基準

滅失した世帯数の算定

住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし算定する。

- (1) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷した場合 2世帯をもって滅失1世帯とする
- (2) 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積で一時的に居住できない場合は、3世帯をもって滅失1世帯とする
- (3) 算式

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

2 1 避難勧告等の基準及び伝達方法

(1) 避難勧告の発令の判断基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の判断基準、及びその際に住民に求める行動及び運用上の留意事項は次のとおりである。

情報の種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	・避難をするのに時間のかかる災害時要配慮者は、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害は発生する可能性が高まっている状況	・高齢者、病人、障がい者の方は、支援者とともに避難所に早めに避難を始める。 ・上記以外の者は、非常用持ち出し品の用意、家族等との連絡等、避難開始の準備をする。
【警戒レベル4】 避難勧告	・通常に避難できる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況	・避難所へ速やかに避難を開始する。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	・災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況 ・実際に人的被害が発生した状況	・避難中の住民は、確実に避難行動を完了する。 ・いまだに避難していない対象住民は、直ちに避難所へ避難を開始する。 ・避難する暇がない場合は、生命を守る最低限の行動を行う。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は、下表欄外の情報の入手先を参照）。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣での災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ総合的な判断を行うこと。
- 避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(2) 災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達

対象者	伝達方法
災害時避難行動要支援者の事前登録者	緊急告知防災ラジオ、FAX、携帯電話メール
避難勧告のエリア内の福祉施設	FAX、電話、防災行政無線戸別受信機
災害時要配慮者の避難所となる施設	FAX、電話、防災行政無線戸別受信機
災害時要配慮者の支援者の事前登録者	FAX、電話

(3) 防災関係機関への伝達

関係機関	伝達方法
消防団幹部	順次指令装置、携帯電話メール、デジタル無線
山形県危機管理課 (災害救助法適用申請も含む)	防災情報システム、FAX、電話
災害時要配慮者の避難所となる施設	FAX、電話
南陽警察署	FAX、電話
置賜広域行政事務組合消防本部	FAX、電話
山形河川国道事務所	FAX、電話
自衛隊山形地方協力本部米沢地域事務所	FAX、電話
山形県総合支庁総務課	FAX、電話
マスコミ各社	防災情報システム、FAX

1 土砂災害

区分	基準	対象区域等	伝達方法
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁及び県が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報（土砂災害危険度情報）（この表において「メッシュ情報」という。）で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> 上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 気象庁及び県が提供するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 	原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> 上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく

<p>【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁及び県が提供するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 	<p>市の区域の土砂災害警戒区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく
-----------------------------------	---	----------------------	---

2 洪水害

区分	基準	対象区域等	伝達方法
<p>【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等 避難開始</p>	<p>南陽市内にある対象河川の観測所に定められた避難判断水位に到達し、事前に避難を要すると判断される場合</p>	<p>洪水予報河川及び水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく
<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>南陽市内にある対象河川の観測所に定められた水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合</p>	<p>水位周知河川及びその他河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)</p>	<p>南陽市内にある対象河川で決壊や越水等が発生又は発生のおそれが高まった場合</p>	<p>洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上表（2）災害時要配慮者・福祉関係施設・機関への伝達方法に基づく

2 2 指定緊急避難所・指定避難所一覧

1. 指定緊急避難所

NO	指定区分	施設名	屋内 (人)	屋外 (人)	地震	水害	土砂 災害	面積 (㎡)
緊-1	指定緊急	山形県立南陽高等学校 体育館	1,414	0	○	○	○	2,827
緊-2	指定緊急	荻小学校体育館	413	0	○	○	×	825
緊-3	指定緊急	吉野森林交流センター (吉野公民館)	287	0	○	○	○	574
緊-4	指定緊急	宮内中学校体育館	665	0	○	○	○	1,330
緊-5	指定緊急	宮内小学校体育館	936	0	○	○	○	1,871
緊-6	指定緊急	武道館	310	0	○	○	○	620
緊-7	指定緊急	文化センター (宮内公民館)	854	0	×	○	○	1,707
緊-8	指定緊急	金山公民館	332	0	○	○	○	664
緊-9	指定緊急	旧中川中学校体育館	413	0	○	○	○	825
緊-10	指定緊急	沖郷小学校体育館	932	0	○	○	○	1,863
緊-11	指定緊急	沖郷中学校体育館	839	0	○	○	○	1,677
緊-12	指定緊急	市民体育館	3,652	0	×	○	○	7,304
緊-13	指定緊急	健康長寿センター	922	0	○	○	○	1,844
緊-14	指定緊急	老人いこいの家	205	0	×	○	○	409
緊-15	指定緊急	赤湯公民館 (えくぼプラザ)	2,002	0	○	○	○	4,004
緊-16	指定緊急	赤湯中学校体育館	625	0	○	○	○	1,249
緊-17	指定緊急	漆山小学校体育館	431	0	○	○	×	862
緊-18	指定緊急	漆山公民館	189	0	○	△	○	378
緊-19	指定緊急	夕鶴の里	780	0	○	○	○	1,559
緊-20	指定緊急	旧小滝小学校体育館	375	0	○	○	○	749
緊-21	指定緊急	中川小学校体育館	413	0	○	○	○	825
緊-22	指定緊急	中川公民館	250	0	○	○	○	499
緊-23	指定緊急	梨郷小学校体育館	413	0	○	○	○	825
緊-24	指定緊急	梨郷公民館	215	0	○	○	○	429
緊-25	指定緊急	赤湯小学校体育館	804	0	○	○	○	1,608
緊-26	指定緊急	交流プラザ蔵楽	392	0	○	○	○	784
緊-27	指定緊急	防災センター (沖郷公民館)	172	0	○	○	○	344

NO	指定区分	施設名	屋内 (人)	屋外 (人)	地震	水害	土砂 災害	面積 (㎡)
緊-28	指定緊急	勤労者総合福祉センター	489	0	○	○	○	489
緊-29	指定緊急	池黒公会堂	50	0	○	○	○	100
緊-30	指定緊急	山形県立南陽高等学校 グラウンド	0	24,567	○	○	○	49,133
緊-31	指定緊急	荻小学校グラウンド	0	442	○	○	×	884
緊-32	指定緊急	宮内中学校グラウンド	0	6,485	○	○	○	12,969
緊-33	指定緊急	宮内小学校グラウンド	0	5,257	○	○	○	10,514
緊-34	指定緊急	旧中川中学校グラウンド	0	4,790	○	○	○	9,580
緊-35	指定緊急	沖郷小学校グラウンド	0	5,354	○	○	○	10,708
緊-36	指定緊急	沖郷中学校グラウンド	0	9,051	○	○	○	18,101
緊-37	指定緊急	漆山小学校グラウンド	0	8,119	○	○	×	16,238
緊-38	指定緊急	小滝小学校グラウンド	0	2,745	○	○	○	5,489
緊-39	指定緊急	中川小学校グラウンド	0	4,125	○	○	○	8,249
緊-40	指定緊急	梨郷小学校グラウンド	0	6,446	○	○	○	12,892
緊-41	指定緊急	赤湯小学校グラウンド	0	6,511	○	○	○	13,022
緊-42	指定緊急	赤湯中学校グラウンド	0	6,350	○	○	○	12,699
緊-43	指定緊急	金山公民館グラウンド	0	2,991	○	○	○	5,981
緊-44	指定緊急	中央花公園	0	3,770	○	○	○	7,540
収容可能人数			19,767	97,000				233,043

※収容可能人数は避難者1名あたり2㎡で換算。

2 指定避難所

NO	指定区分	施設名	屋内 (人)	屋外 (人)	地震	水害	土砂 災害	面積 (㎡)
指-1	指定避難所 ※重複	市民体育館	3,652	0	○	○	○	7,304
指-2	指定避難所	ハイジアパーク南陽	250	0	○	○	○	500
指-3	指定避難所 (福祉)	介護老人保健施設 ほなみ荘	902	0	○	○	×	3,610
指-4	指定避難所 (福祉)	特別養護老人ホーム 太陽の里ふたば	1,075	0	○	×	○	4,300
指-5	指定避難所 (福祉)	介護老人保健施設 ドミール南陽	1,232	0	○	×	○	4,931
指-6	指定避難所 (福祉)	特別養護老人ホーム こぶし荘	593	0	○	○	×	2,375
指-7	指定避難所 (福祉)	特別養護老人ホーム つばさノ杜	376	0	○	○	○	1,504
収容可能人数			8,080	0				24,524

※収容可能人数は避難者1人あたり2㎡で換算。

※福祉避難所の収容可能人数は1人あたり4㎡で換算。

3 一時避難所（原則として、地区又は自主防災組織で運営を行う）

避難所名（施設名）	地震	水害	土砂災害	備考
宮内認定こども園（※1）	○	○	○	
フコク物流（株）倉庫（※1）	○	○	○	
漆山17組集会所	○	○	○	
羽付自治会館	○	○	○	
新屋敷会館	○	○	○	
宮ノ下会館	○	○	○	
下荻会館	○	○	○	
太郎地区集会所	○	○	○	
旧JA山形おきたま吉野取次所（※2）	○	○	○	
尾島会館	○	○	○	
（有）南陽グリーンヒル施設（※1）	○	○	○	
梨郷集会所	○	○	○	
大橋公民館	○	×	○	
南陽市文化会館（※3）	○	○	○	

（※1）災害協定に基づき、市からの連絡により施設管理者が開設する。

（※2）災害協定に基づき、市が開設する。

（※3）市で設置運営する。

2 3 臨時ヘリポートの設置

(1) 設置箇所

番号	施設名	施設区分	所在地	連絡先	地面状況	利用形態	広さ (m ²)
1	南陽市中央 花公園	駐車場	南陽市三間通1096	市民体育 館長	アスファルト	水・中・全	9,186
2	宮内小学校	グラウンド	南陽市宮内2303	学校長	整地	水・中・全	10,514
3	南陽市総合 公園	グラウンド	南陽市竹原2762	建設課長	整地	水・中・全	18,900
4	沖郷中学校	グラウンド	南陽市高梨594-3	学校長	整地	水・中・全	18,101
5	市役所前広 場	広場	南陽市三間通436-1	総務課長	アスファルト	水・中・全	11,934
6	小滝小学校	グラウンド	南陽市小滝1444	学校長	整地	水・小・昼	5,489

- (2) 災害規模に応じ災害地の航空写真の撮影についても要請するものとする。
- (3) 災害派遣本部を設置し、災害地を示す地図(20,000分の1)を準備しておくものとする。
- (4) 風の方向がわかるようにヘリポートから50m以上離れた場所に吹流しを立てる。吹流しの色は、赤色調とし、長さは2mとする。
- (5) スポットの標示は直径約7mの円の中にHと石灰で示すものとする。ただし、積雪地にあっては黒色布等で示すものとする。

※利用形態説明：「水」＝空中消火用の推理が付近で確保可能なヘリポート
「中・全」＝中型ヘリが全日発着可能
「中・昼」＝中型ヘリが昼間のみ発着可能
「小・昼」＝小型ヘリが全日発着可能
「中・昼」＝小型ヘリが昼間のみ発着可能

2 4 防疫業務実施要綱

1 被災地の防疫業務の実施方法

区 分	実 施 方 法
検病疫学調査	主として保健師を中心として、聞き込み等により在宅患者の調査を行い、伝染病等を発見した場合は感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
防疫	被災地の家屋及びその他必要な場所の薬剤散布による消毒と防疫を行う。
そ族、こん虫の駆除	被災地域の蚊、はえ等を駆除するため、発生場所に対する薬品の散布及び必要に応じそ族の撲滅をはかる。
予防接種	伝染病予防のため定期、臨時に予防接種を行う。ただし、臨時の場合は県に申請するものとする。

2 防疫実施班の基準

区 分	1 班の所要人員	備 考
検病疫学調査	医師、保健師、助手、その他 3 人	
健康診断	医師、保健師、助手、その他 3 人	
防疫	保健師、助手、その他 3 人	
そ族、こん虫の駆除	保健師、健康班員、その他 5 人	状況により関係機関の協力を得る
予防接種	医師、保健師、助手、その他 5 人	

3 携行資材

(1) 携行資材の種別

噴霧器、消毒薬剤（クレゾール、石灰、カルキ等）、そ族こん虫駆除薬剤（クマリン系殺そ剤、スミチオン、DDVP、ダイアジノン、オルソ剤）

(2) 補給方法

医薬品は、医療品等調達業者から伝票をもって購入するものとする。

2 5 市内病医院

医 院 名 (診 療 科 目)	管理者	所 在 地	医師数	病床数	電話
公立置賜南陽病院 (内、外、整、耳、眼、リハ、透、泌尿)	横澤秀一	南陽市宮内1204	4	50	47-3000
佐藤病院 (精神、心内、内、呼吸、神経)	沼田由紀夫	南陽市櫛塚948-1	3	216	40-3170
安日クリニック (内、胃)	安日 新	南陽市郡山877-5	1		40-2240
本町クリニック (内)	石黒光治郎	南陽市宮内2620	1		47-2777
板垣医院 (内、小、整形)	板垣敏明	南陽市宮内587-2	1	19	47-2407
大塚医院 (内、外、消、胃、肛)	大塚 聡	南陽市赤湯393	1		40-3133
大西眼科 (眼)	大西正一	南陽市赤湯2875-1	1	6	49-2400
小川医院 (産、婦)	小川比呂志	南陽市郡山1082-10	2	14	43-2055
加藤整形外科クリニック (整形、リハビリ、リウマチ)	加藤浩司	南陽市島貫615-9	1		50-3555
後藤医院 (消、内)	後藤利昭	南陽市赤湯342	1		43-2135
齋藤医院 (内、小、麻)	齋藤忠明	南陽市宮内2963	1	11	47-2238
齋藤内科クリニック (内、消、循、リウマチ)	齋藤 潔	南陽市宮内4652-1	1		47-2411
鈴木内科医院 (内、小、循)	鈴木哲治	南陽市宮内4545-2	1		45-3355
須藤皮膚科医院 (皮、アレルギー)	須藤一	南陽市二色根75-9	1		43-4416
永山医院 (内、外、糖尿、漢方)	永山武州	南陽市櫛塚1821-2	1		43-2568
西山外科医院 (胃、内、外、皮、リハ)	西山大輔	南陽市宮内2779-1	1		47-2052
三須小児科内科医院 (小、内)	三須久子	南陽市宮内2621	1		47-2071
赤湯駅前クリニック (心内、内、精神)	竹田聡	南陽市三間通126-11	1		43-7777

医 院 名 (診 療 科 目)	管理者	所 在 地	医師数	病床数	電話
赤湯小児クリニック (小)	佐藤哲	南陽市櫛塚1686-1	1		43-8220
渡辺整形外科医院 (整形外、外、理診療)	渡辺彰博	南陽市赤湯346-34	1		43-2531
川合耳鼻咽喉科 (耳、鼻、アレルギー)	川合正和	南陽市島貫599-1	1		43-8733
さとうクリニック (肛、胃、外、内)	佐藤史井	南陽市宮内3500	1		47-3109
トータルヘルスクリニック (内、呼、心内、神経)	川合厚子	南陽市櫛塚1180-5	1		40-3406

26 上水道、簡易水道

名称	水源の種別	浄水施設の種類の種類	配水の方法	数量	備考
南陽市上水道	その他 (一級河川羽黒川上流水窪ダム)	急速ろ過	自然流水	16,022(m ³ /D)	県営置賜広域水道より購入
小滝簡易水道	表流水	膜ろ過	〃	90(m ³ /D)	

27 給水車台数

所管	ローリー型(自走式)	可搬式タンク	備考
南陽市	1.7 m ³ ×1台	1.0 m ³ ×1個 0.3 m ³ ×1個	積載用トラック1台 積載用軽トラック1台
高島町	1.6 m ³ ×1台	1.0 m ³ ×1個	積載用トラック1台
米沢市	2.0 m ³ ×1台 1.8 m ³ ×1台	1.0 m ³ ×4個	
長井市		2.0 m ³ ×1個 1.0 m ³ ×1個	タンクのみ
川西町		1.0 m ³ ×1個	

28 ごみ処理施設等

施設名称	ごみの種類	型式	処理能力	所管
千代田クリーンセンター	可燃物	焼却炉	255t/日	置広
長井クリーンセンター	不燃物	破砕機	52t/日	置広
浅川最終処分場	一般廃棄物	埋立	323,430m ³	置広

29 し尿処理施設等

施設名称	型式	処理能力	所管
南陽クリーンセンター	高負荷脱窒素処理方式	85kl/日	置広

30 火葬場の基数

名称	所在	基数	所管	備考
南陽市斎場 しらぎく	南陽市三間通1144	2	市民課	

3 1 報道機関

支 局 名	住 所	電 話
朝日新聞米沢通信局	米沢市桜木町 1 - 3 6	23 - 3112
河北新報米沢支局	米沢市松が崎 2 丁目 6 - 2 9	22 - 3213
毎日新聞米沢通信部	米沢市中央 4 丁目 8 - 4 3	21 - 7560
読売新聞米沢通支局	米沢市金池 2 丁目 1 - 2 7	23 - 3313
山形新聞南陽支社	南陽市赤湯 2 0 7 - 3	40 - 2451
米沢新聞社	米沢市門東町 3 丁目 3 - 7	22 - 4411
NHK 米沢通信部	米沢市金池 5 丁目 6 - 1 0 7 - 2 0 1	22 - 4225
山形放送米沢支社	米沢市丸の内 1 丁目 1 - 1 1	22 - 3397
山形テレビ置賜支社	米沢市門東町 3 丁目 3 - 1	23 - 9060
さくらんぼテレビジョン置賜支社	南陽市池黒 1 3 0 5 - 1 5	59 - 4221
ニューメディア米沢	米沢市春日町 4 丁目 2 - 7 5	24 - 2525

3 2 燃料取扱業者

◎山形県石油センター南陽支部

番号	会社名又は商号	所在地	電話	備考
1	(有) 赤間燃料商店	南陽市宮内2680-1	47-2434	昭和シェル
2	(有) 赤湯殖産館	南陽市中ノ目291-1	43-4408	ENEOS
3	アシストアーバン工業 (株)	南陽市郡山596-1	43-2560	ENEOS
4	置賜ツバメ石油 (株) 赤湯温泉	南陽市赤湯3175-1	43-2560	コスモ
5	置賜ツバメ石油 (株) 赤湯セルフサービスステーション	南陽市三間通25-4	43-7575	コスモ
6	置賜日通燃料 (株) セルフイン赤湯駅前	南陽市三間通121-5	50-0306	
7	(株) 大河原自動車販売 サワヤカ石油赤湯国道	南陽市長岡470-1	43-3419	
8	(株) 木村屋石油	南陽市蒲生田1845	47-5476	
9	(有) ケイデン 中川	南陽市元中山代138-1	49-2204	出光興産
10	(株) サイサン	南陽市竹原22-1	59-0001	ENEOS
11	(有) 四釜商店	南陽市宮内1029	47-2271	
12	ENEOS Enejet	南陽市赤湯2997-1	43-2454	エッソ
13	船山油店	南陽市宮内1058-1	47-2235	ENEOS

◎山形県L Pガス協会 南陽支部

番号	会社名又は商号	所在地	電話	備考
1	(有) 赤間燃料商会	南陽市宮内2680-1	47-2434	
2	赤湯プロパン (株)	南陽市三間通6-2	43-2464	
3	(有) 阿部商店	南陽市宮内2661	47-4060	
4	置賜ツバメ (株)	南陽市赤湯3175-1	43-7200	
5	(有) 大江商事	南陽市宮内3618	47-3100	
6	(有) 小野燃料店	南陽市赤湯2971	43-2258	
7	(株) 喜助南陽営業所	南陽市宮内4559-2	45-3196	
8	(有) ケイデン	南陽市元中山代138-1	49-2204	
9	(株) サイサン南陽営業所	南陽市竹原22-1	59-0001	
10	(有) 戸田屋商店	南陽市郡山1059-39	40-2171	
11	(有) 南陽液化サービス	南陽市三間通1285-2	40-3838	
12	橋本産業 (株) 南陽出張所	南陽市柵塚1675-4	50-1116	
13	(有) マツダ	南陽市池黒1413-2	47-2547	
14	ヤスミツ産業 (株) 南陽営業所	南陽市高梨1322-3	40-2687	

3 3 南陽市の災害履歴

1 南陽市における大火の記録

年 月 日	場 所	罹 災 の 概 要
明治 5. 4. 1	宮内（鳥居の場）	3 0 0 戸以上を焼失、土蔵等 7 0 棟余り焼失する。
明治 12. 3. 1	赤湯（馬町）	村の前後が残ったのみで、家屋 8 1 戸余り焼失する。
明治 13. 5.11	赤湯村	家屋 1 2 7 戸焼失
明治 13. 8. 9	沖郷村（蒲生田）	家屋 3 2 戸焼失
明治 14. 5.29	吉野村（上荻）	家屋 1 0 4 戸焼失
明治 26. 5.	宮内（桐町）	家屋 2 9 戸焼失
明治 34. 5. 1	中川	家屋 1 3 9 戸焼失
大正 7. 3.30	羽付地内	家屋 3 5 戸焼失
昭和 12. 1.26	大橋地内	家屋 1 2 戸焼失（原因：機関車のばい煙）
昭和 22.12.14	沖郷	農協倉庫全焼
昭和 37. 4.29	池黒	家屋 7 戸全半焼
昭和 37. 7.21	梨郷	梨郷中学校校舎全焼
昭和 37. 8.23	荻（宮ノ下）	9 世帯 1 6 棟全半焼
昭和 38. 2.18	宮内（新町）	4 棟全焼（6 人焼死）
昭和 55. 5. 3	小滝（居残沢）	6 世帯 1 6 棟全半焼
昭和 63. 4. 6	池黒	5 世帯 8 棟全半焼

2 災害の記録

年 月 日	災害名	場 所	罹 災 の 概 要
明治 2. 7.13	水害	市内全域	大洪水（被害甚大）
明治 7. 7.13	風水害	市内全域	暴風雨、各河川氾濫、洪水（被害甚大）
明治 23.10.30	水害	赤湯	花見橋下流、堤防決壊長さ108m余り
明治 42. 4. 6	水害	市内全域	最上川大洪水、各地に大きな被害を与える
大正 2. 8.26	水害	市内全域	松川、その他の河川氾濫、堤防決壊
昭和 15. 7.12	水害	宮内	吉野川氾濫水害に見舞れる（全県下にも被害）
昭和 31. 7.17	水害	市内全域	床上下浸水1, 565棟、流失1棟、半壊6棟 （死者1名）
昭和 32. 7. 8	水害	市内全域	床上下浸水124棟、冠水27町歩
昭和 39. 9.16	地震	市内全域	新潟地震（M7.5）、震度4、家屋の全半壊、 什器、店頭の商品の被害が発生
昭和 40. 7.17	水害 地すべり	市内全域	山崩れ、家屋の全壊6棟、死者6名（宮内） 床上下浸水129棟、冠水521町歩
昭和 42. 8.29	水害	市内全域	床上下浸水1, 966棟（羽越水害）
昭和 49. 4.11	地すべり	漆山(羽付)	漆山小学校グラウンド崩壊 住宅全壊 1棟
昭和 53. 6.12	地震	市内全域	宮城県沖地震（M7.4）、震度4、商店の陳 列品倒壊等の被害が続出し、酒店等の飲食料品 店の被害が発生
昭和 54. 3.31	風害	市内全域	家屋の倒壊 11棟、破損 70棟
昭和 57. 8. 2	風害	市内全域	家屋の倒壊 3棟、破損 53棟 （台風10号）
昭和 57. 9.12	水害	市内全域	床上下浸水51棟（台風18号）
平成 10. 8. 7	水害	市内全域	床上下浸水72棟
平成 16. 7. 26	水害	市内全域	床上下浸水13棟、一部破損7棟
平成 25. 7. 18	水害	市内全域	吉野川越水氾濫、土砂災害、床上下浸水92棟 全壊1棟、半壊7棟
平成 26. 7. 9	水害	市内全域	吉野川越水氾濫、土砂災害、床上下浸水481 棟、全壊1棟、半壊6棟
令和元. 10.12	水害	赤湯	床上下浸水10棟 大橋地区農業集落排水施設浸水

3 4 災害時応援に関する協定

災害時の救援活動や復旧活動を迅速に実施するため、事業所や関係機関、他の自治体との間に協定や覚書を締結し、災害発生時に対処する。

1 事業所等との災害時応援協定・覚書

番号	協定締結年月日	協 定 機 関	内 容 等
1	平成 29 年 1 月 11 日 (平成 14 年 5 月 30 日)	南陽郵便局、山形南郵便局 (南陽郵便局)	包括連携協定について (再協定)
2	令和 2 年 4 月 1 日 (平成 20 年 3 月 19 日) (平成 23 年 6 月 17 日)	東北電力ネットワーク株式会社 米沢電力センター (東北電力株式会社米沢営業所)	電力の復旧等について (再協定)
3	平成 20 年 3 月 21 日	イオン東北株式会社	物資の供給等について
4	平成 20 年 3 月 21 日	株式会社ヤマザワ	物資の供給等について
5	平成 20 年 3 月 21 日	株式会社ヨークベニマル	物資の供給等について
6	平成 22 年 1 月 21 日	国土交通省東北整備局	情報交換について
7	平成 22 年 3 月 24 日	南陽市建設業経営者協会	応急対策活動について
8	平成 22 年 3 月 24 日	南陽市建設クラブ	応急対策活動について
9	平成 22 年 3 月 24 日	南陽市建設同友会	応急対策活動について
1 0	平成 22 年 3 月 24 日	南陽市上下水道工業協同組合	水道施設に伴う応援について
1 1	平成 22 年 5 月 6 日	南陽市商工会	応急生活物資の供給・輸送について
1 2	平成 22 年 5 月 6 日	南陽アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による応援について
1 3	平成 22 年 5 月 6 日	山形おきたま農業協同組合	緊急支援物資の集積所の提供について
1 4	平成 27 年 3 月 13 日 (平成 24 年 1 月 17 日)	赤湯温泉旅館協同組合	宿泊施設の提供について (再協定)
1 5	平成 24 年 7 月 4 日	東北カートン株式会社	物資の供給等について
1 6	平成 24 年 8 月 16 日	南陽警察署	施設の提供について
1 7	平成 24 年 12 月 24 日	株式会社ニューメディア	災害時の放送について
1 8	平成 25 年 3 月 5 日	東日本電信電話株式会社 山形支店	市指定避難所への特設公衆電話の設置・利用について
1 9	平成 25 年 3 月 21 日	有限会社グリーンヒル	宿泊施設等の提供について
2 0	平成 25 年 7 月 23 日	一般社団法人 山形県解体工事業協会	人命救助活動等への支援及び建築物の解体撤去等について
2 1	平成 26 年 2 月 3 日	フコク物流株式会社	一時避難所としての施設等の使用について
2 2	平成 26 年 10 月 31 日	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	多数の犠牲者や被災者が発生した場合の応急対策について

番号	協定締結年月日	協定機関	内容等
23	平成26年12月3日	仙台コカ・コーラ ボトリング株式会社	飲料水の調達について
24	平成27年1月29日	山形県生活協同組合連合会	応急生活の物資供給等について
25	平成27年4月27日	株式会社大建工業	応急対策活動について
26	平成27年5月20日	学校法人 南陽学園 宮内認定こども園	一時避難所としての施設等の 使用について
27	平成27年6月18日	山形おきたま農業協同組合	一時避難所としての施設等の 使用について
28	平成28年2月15日	社会福祉法人 南陽恵和会 外3法人（こぶし荘・ほな み荘・ドミール・太陽の 里ふたば）	福祉避難所について
29	平成28年5月21日	一般社団法人 南陽青年会 議所	救援活動について
30	平成28年12月16日	日本下水道事業団	下水道施設の復旧支援につい て
31	平成29年1月20日	一般社団法人 山形県LP ガス協会、同置賜支部	応急対策用燃料の供給等応援 について
32	平成29年2月13日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	復旧支援協力について （上下水道課所管）
33	平成29年3月15日	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資供給について
34	平成29年3月30日	ヤマト運輸株式会社 山形主管支店	物資輸送及び物資拠点の運営 等について
35	平成29年7月4日	南陽アメニティ企業体	災害廃棄物の処理等について （市民課所管）
36	平成29年11月7日	社会福祉法人 いずみの社	福祉避難所について
37	平成29年11月20日	山形県葬祭業協同組合	葬祭関係について
38	平成29年11月22日	山形県南生コンクリート 協同組合	消防用水について （東南置賜2市2町+置広）
39	平成30年1月30日	株式会社 エフエム山形	ラジオ放送による災害情報の 提供について
40	平成30年2月20日	山形県行政書士会	被災者支援について
41	平成31年3月29日	ヤフー株式会社	情報発信等について
42	令和元年7月29日	南陽市建設業経営者協会	現地仮置き袋詰め土砂運搬 （市民課所管）
43	令和元年7月29日	南陽市建設クラブ	同上
44	令和元年7月29日	南陽市建設同友会	同上
42	令和2年3月10日	一般社団法人 山形県建築 士会 米沢支部	被災建物応急危険度判定につ いて
43	令和2年4月15日	山形三菱自動車販売株式会社 株式会社山南自動車	電動車両及び給電装置の貸与 について

2 自治体間の災害時応援協定・覚書

番号	協定締結年月日	協 定 機 関	内 容
1	昭和 53 年 3 月 10 日	県内市町村及びに消防に関する一部事務組合	消防相互応援関係
2	平成元年 3 月 28 日	川西町	置賜浄化センター及びその近辺での火災時の消防相互応援関係
3	平成元年 8 月 1 日	西置賜行政事務組合	白鷹トンネル災害時の消防相互応援に関する覚書
4	平成 7 年 11 月 14 日	県内各消防本部	大規模若しくは特殊な災害時における広域応援隊編成関係
5	平成 7 年 11 月 20 日	県内市町村	山形県市町村広域相互応援関係
6	平成 18 年 9 月 15 日	山形県企業管理者	応急給水設備等関係
7	平成 25 年 12 月 1 日	福島市長外	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定（再協定）
8	平成 27 年 6 月 25 日	新潟県燕市	相互応援関係

3 5 避難行動要支援者施設

番号	施設名称	施設所在地	電話番号	浸水 想定	土砂 災害
1	宮内双葉保育園	宮内 2408-40	47-2237	○	
2	赤湯ふたば保育園	櫛塚 1642-4	50-3050	○	
3	漆山双葉保育園	漆山 1936	47-2069	○	
4	宮内乳幼児保育センター	宮内 2765-21	45-2311		
5	赤湯乳幼児保育センター	赤湯 317	40-3300	○	
6	宮内認定こども園	宮内 3106	47-3039		
7	小規模保育事業所 COCORO	島貫 590-9	43-3101	○	
8	中川児童館 (中川学童保育施設)	川樋 20-1	49-2245		
9	梨郷児童館 (梨郷学童保育施設)	竹原 47-1	47-4485		
10	吉野児童館 (吉野学童保育施設)	荻 877	41-2130	○	
11	さくらだ	宮内 561-3	49-7741		
12	ろっかく	宮内 1187-4	49-7741	○	
13	赤湯学童保育施設	櫛塚 1655-1	43-2809	○	
14	赤湯第三学童保育施設 (長岡公民館内)	長岡 591-2			
15	(仮) 赤湯新学童保育施設	長岡 1206-2			
16	沖郷学童保育施設	島貫 513	43-3094	○	
17	沖郷第二学童保育施設	高梨 526-2	43-5801	○	
18	漆山学童保育施設 (漆山保育園内)	漆山 1936			
19	公徳会宮内学童保育施設	宮内 3436-1	40-0260		
20	宮内第二学童保育施設 (宮内小学校内)	宮内 3415	47-2811		
21	つばめ幼稚園	郡山 70-1	40-2388		
22	みんなのみらい南陽園	郡山 86-1-1	27-0866		
23	米沢ヤクルト販売(株) 南陽託児所	郡山 641-2	43-8960	○	
24	公徳会わんわん保育所	櫛塚 948-1	40-3170	○	
25	ベビーホームイシイ	池黒 1529-10	47-2067		
26	公立置賜南陽病院	宮内 1204	47-3000	○	

番号	施設名称	施設所在地	電話番号	浸水想定	土砂災害
27	社会医療法人 公徳会 佐藤病院	櫛塚 948-1	40-3170	○	
28	医療法人 清永会 南陽矢吹クリニック	若狭郷屋 917-11			
29	赤湯幼稚園	赤湯 363	43-2006	○	
30	沖郷小学校	高梨 460	43-2372		
31	梨郷小学校	竹原 139	47-4331		
32	赤湯小学校	長岡 994	43-2069		
33	中川小学校	川樋 25	49-2131		
34	荻小学校	荻 1033	41-2101		○
35	宮内小学校	宮内 3415	47-2106		
36	漆山小学校	漆山 1731	47-2164		○
37	沖郷中学校	高梨 594-3	43-2271	○	
38	赤湯中学校	櫛塚 1815	43-3370	○	
39	宮内中学校	宮内 2303-2	47-2251	○	
40	養護老人ホーム 南陽やすらぎ荘	三間通 1065	47-5541		
41	特別養護老人ホーム こぶし荘	川樋 508	49-2800		○
42	特別養護老人ホーム 太陽の里ふたば	宮内 2381	59-4333	○	
43	小規模特別養護老人ホーム 桜の里双葉	櫛塚 1690	50-1588	○	
44	小規模特別養護老人ホーム つばさノ杜	若狭郷屋 811-1	40-8839	○	
45	介護付有料老人ホーム ヒルサイド羽黒	櫛塚 1410	43-8600		
46	ナデシコの家	池黒 1587-1	47-2630		○
47	シニアホーム赤湯	新田 890	40-8950		
48	住宅型有料老人ホーム カインド・ホーム萩生田	萩生田 1114-5	43-6523	○	
49	住宅型有料老人ホーム カインド・ホーム島貫	島貫 598-3	43-6211		
50	障がい者支援施設 南陽の里	宮内 1204-3	59-1030	○	
51	南陽市健康長寿センター	赤湯 215-2	43-5888	○	
52	老人いこいの家	赤湯 391-5	40-2233	○	

番号	施設名称	施設所在地	電話番号	浸水想定	土砂災害
53	介護老人保健施設 ドミール南陽	柵塚 940	40-3888	○	
54	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘・くぬぎ荘B棟	柵塚 1284-1	43-5004	○	
55	地域活動支援センター 指定相談支援事業所 ライフサポートとまり木	柵塚 929	40-4055	○	
56	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘ひだまりの家	柵塚 926-2	40-3401	○	
57	認知症対応型共同生活介護 グループホームぬくもりの家	柵塚 929	43-4171	○	
58	グループホームゆらり	柵塚 1896-13	43-8123	○	
59	ケアセンターとこしえ二色根	二色根 73	50-1420	○	
60	ケアステージおれんじ二色根	二色根 74-11	43-3131	○	
61	多機能型事業所 いちょうの家	宮内 1266-1	47-3456	○	
62	社会福祉法人陽光会 指定共同生活事業所 银杏寮	宮内 1120-1	47-5253		
63	社会福祉法人陽光会 指定共同生活事業所 サンシャイン大清水	宮内 2853-2	47-4745		
64	グループホーム さくらんぼの 丘南陽	宮内 3196-1	45-2530		
65	介護老人保健施設 ほなみ荘	宮内 3750-1	47-6000		○
66	グループホームあすなろ南陽	宮内 2767-15	59-5320		
67	吉野ふれあいプラザ	萩 329-1	41-2277		
68	ケアセンターとこしえ中の目	中ノ目 847-14	50-1422		
69	すがの介護サービス	若狭郷屋 755-1	43-7377	○	
70	セロームすがの	若狭郷屋 731-3	43-7377	○	
71	多機能型事業所 ひまわり南陽	宮内 3191	47-5678		○
72	グランデージあすなろ川樋	新田 577	43-5566		○
73	小規模住宅型児童養育事業者 県認可 赤湯の家志村	赤湯 3034-8		○	
74	公徳会わんわん保育所	柵塚 948-1	40-3170	○	
75	就労支援事業所こころ	二色根 2-10	20-5424	○	○

番号	施設名称	施設所在地	電話番号	浸水 想定	土砂 災害
76	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘A棟	櫛塚 806-3	40-3416	○	
77	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘C棟	露橋 365-2	43-7908	○	
78	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘D棟	櫛塚 762-1	43-8010	○	
79	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘E棟	赤湯 3207-5	43-3606	○	
80	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘F棟	櫛塚 904-1	43-3011	○	
81	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘G棟	櫛塚 910-14	43-8808	○	
82	指定共同生活型援助事業所 くぬぎ荘I棟	櫛塚 904-1	43-8188	○	
83	指定共同生活援助 グループホームいちょう赤湯	櫛塚 1501-18	43-2666	○	
84	指定共同生活援助 グループホームいちょう宮内	宮内 1187-2	47-4745	○	
85	グループホームわれら	二色根 2-10	20-5425	○	○
86	こぶし荘認知症高齢者 グループホームこぶしの家	川樋 508	49-2810		○
87	グループホーム桜の里双葉	櫛塚 1632-19	40-2211	○	
88	グループホーム沖郷	若狭郷屋 797-3	40-4050	○	
89	小規模多機能型居宅介護 ござっとこ家	宮内 2383-9	59-1255	○	
90	沖郷双葉保育園	若狭郷屋 903-4	27-8678	○	
91	障がい者自立支援センターさくら	二色根 432-3 他	40-1208	○	

南陽市地域防災計画修正経緯

平成14年	5月	30日	本編、資料編全面改訂
平成15年	9月	30日	本編、資料編一部改訂
平成16年	7月	29日	資料編一部追加
平成17年	9月	29日	本編、資料編一部改訂
平成18年	9月	28日	資料編一部改訂
平成19年	9月	26日	本編、資料編一部改訂
平成21年	10月	9日	本編、資料編一部改訂
平成22年	10月	12日	本編、資料編一部改訂
平成27年	7月	3日	本編、資料編一部改訂
平成31年	1月	31日	本編、資料編一部改訂
令和2年	5月	1日	資料編一部改訂

南陽市地域防災計画
令和2年5月1日
発行 南陽市防災会議
編集 南陽市防災会議事務局
(南陽市総合防災課)